

# 中核的労働要求事項に関する方針声明

私達、桑原木材株式会社は、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言に基づき、基本的権利に関する原則を尊重・促進・実現するため、以下の中核的労働基準を制定し準拠します。

(1) 児童労働の禁止

法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

(2) 強制労働の禁止

あらゆる就業形態において不当な労働を強制しません。

(3) 雇用及び職業における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・宗教・性別・社会的身分などによる差別をしません。

(4) 結社の自由と団体交渉権の尊重

結社の自由及び労使間協議を目的とした団体交渉権を尊重します。

2022年11月21日

桑原木材株式会社  
代表取締役 桑原 教行